

議案第90号

福岡市美術館条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年2月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、大規模改修後の美術館のサービスの充実を図るため、施設の利用に関する規定について所要の改正を行う等の必要があるによる。

福岡市美術館条例の一部を改正する条例

福岡市美術館条例（昭和54年福岡市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条中「美術に関する展覧会、講演会、講習会、研究会及び美術の創作等のため」を削り、「施設を」を「施設（別表第2に掲げるものに限る。）を専用的に」に、「教育委員会」を「教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会」に、「。許可」を「。許可を受けた者（以下「許可利用者」という。）が、許可」に改め、同条に次の1項を加える。

2 教育委員会は、前項の許可に際して、美術館の管理上必要な条件を付すことができる。

第8条及び第9条中「利用者」を「許可利用者」に改める。

第10条第1項中「第5条に規定する許可を受けた者」を「次の各号に掲げる者」に、「別表第2」を「当該各号」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 許可利用者 別表第2に定める額の使用料

(2) 駐車場を利用する者 別表第3に定める額の駐車場使用料

第10条第2項中「前項」を「前項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項第2号の駐車場使用料は、駐車場を利用した者が出庫するときに徴収する。

第16条の見出し中「職員の」を削り、同条中「利用者」を「許可利用者」に、「職員」を「管理の業務に従事する者」に改める。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2

1 展示室使用料

区 分		単 位	金 額
特別展示室			円 36,600
ギャラリー	A	1日につき	3,700
	B		2,700
	C		3,700
	D		2,700
	E		2,700
	F		4,600

2 ホール等使用料

区 分	単 位	金 額
レクチャールーム	1時間につき	円 1,100
アートスタジオ		2,200
ミュージアムホール		2,200

## 3 ロビー等使用料

区 分	単 位	金 額
ロビー	1日1平方メートルにつき	円 200
エスプラナード		200
アプローチスペース		200

別表第2備考第1項中「特別展示室又は市民ギャラリーの利用者」を「許可利用者」に、「10割増」を「2倍の額」に改め、同表備考中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 ガラリーB又はギャラリーDに係る許可利用者は、ギャラリーCの一部について第5条第1項の許可を受けることができるものとする。この場合において、ギャラリーCに係る使用料の額は、この表の金額に2分の1を乗じて得た額とする。

別表第2の次に次の1表を加える。

## 別表第3

## 駐 車 場 使 用 料

区 分	単 位	金 額
普通自動車	1台1回につき1時間までごとに	円 200
準中型自動車		200
中型自動車	1台1回につき1日までごとに	2,000
大型自動車		2,000

備考 普通自動車とは道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車を、準中型自動車とは同条に規定する準中型自動車を、中型自動車とは同条に規定する中型自動車を、大型自動車とは同条に規定する大型自動車をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。  
(施行日前における利用の許可等)
- 2 前項の規定に基づく教育委員会規則が公布されたときは、この条例の施行の日前においても、同日以後の美術館（この条例による改正後の福岡市美術館条例（以下「改正後の条例」という。）別表第2に掲げる施設に限る。）の利用について、改正後の条例の規定の例により許可をし、及び使用料を徴収することができる。